



札幌スタイル認証審査要領

I 札幌スタイル認証に関する認証委員会の設置

- 札幌スタイル認証の審査にあたっては、札幌市附属機関設置条例の規程に基づき「札幌スタイル認証委員会（以下、「委員会」という。）」を設置します。
- 委員会は、札幌スタイル認証事業実施要綱に基づき審査を行います。
- 委員会は、デザイン、企画、製造、流通及び中小企業支援に関連する専門家数名程度により構成します。
- 委員長1名、委員長補佐1名を選出します。
- 委員長は、委員会を組織し、札幌スタイル認証の審査が適切に実施されるよう、総合的な見地から委員会の運営を行います。また委員長補佐は、委員長を補佐するとともに、必要に応じてその代理を務めます。
- 委員会の委員委嘱期間は、委嘱の日から翌年3月31日までとします。

II 札幌スタイル認証の審査

委員会は、札幌市の産業振興に貢献し、シティプロモートに寄与するかどうかを前提に、以下に示す札幌スタイルの目的や目指す姿、コンセプトなどに基づき、総合的な見地から審査を行います。

札幌スタイルの目的

札幌のまちのブランド力を活かし、さまざまな企業や人材が連携してビジネスを生みだしていく、ネットワーク型の産業を育てます。

札幌スタイルの目指す姿

札幌の暮らしの魅力を商品化するユニークで創造性の高い企業群が活躍し、札幌市民のみならず、国内外から支持されている状態を目指します。

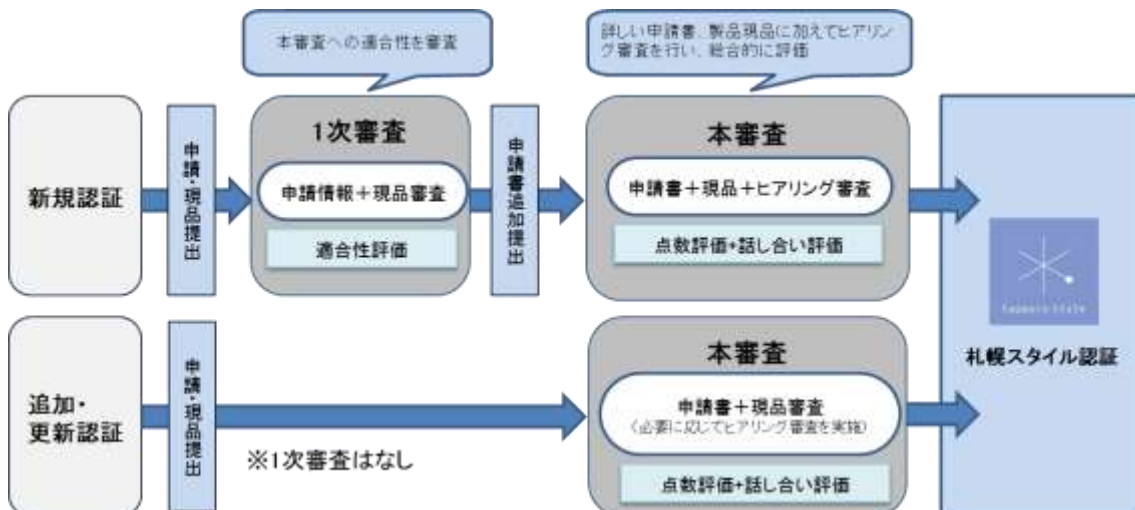
札幌スタイルのコンセプト

「札幌スタイル」は、自然と都市が共生する、次の世代の生活像を追求する活動です。質の高い生活を実現するために優れたものを探し出しつくり出し、デザイン・開発から生産、流通、そして生活形成へとつながります。

III 審査の手順

札幌スタイル認証の審査では、「1次審査」、「本審査」の2つの段階を経て、札幌スタイル認証製品を確定します。各段階の審査の具体的な進め方等については、以下の通りです。

【認証審査の流れ】



◇ 1次審査（新規認証審査への申請のみを対象としたスクリーニング）

申請者から申請された情報と製品をもとに、「札幌スタイル認証評価基準」に沿って、本審査への適合性について各委員が個別に評価し、その集計結果により本審査の対象とすべきかどうかを判断します。

1次審査を通過した場合、その通知から10日以内に本審査に向けた詳細な申請書を提出してもらいます。

◇ 本審査

本審査は「点数評価」と「話し合い評価」の2つの評価により審査を行います。

■ 申請書、製品現品及びヒアリングによる点数評価

申請書、製品現品、申請者へのヒアリングをもとに、「札幌スタイル認証評価基準」に沿って、各委員が個別に点数評価を行います。

※ 申請書・現品をもとに事前評価をした上で、ヒアリング審査を経て最終的な評価を確定します。

■ 話し合い評価

各委員が個別に行った点数評価の結果を集計し、その集計結果をもとに委員会内で話し合いによる評価を行い、最終的な認証製品を確定します。

IV 審査の実施

- ・ 審査は原則、申請期間終了日より2ヶ月以内に、委員長が招集し実施します。
- ・ 必要と認めた場合、委員長が製品の審査に適する専門家を招集し意見を求めます。

V 審査結果の公開

- ・ 委員長は、審査を行ったすべての札幌スタイル認証申請製品について、その審査結果と審査内容を札幌市に報告します。
- ・ 札幌市は、これらの審査結果を基に認証を決定し申請者に通知するとともに、札幌スタイルのウェブサイトなどを通じて公開します。
- ・ 申請者以外からの個々の審査対象の審査内容についての問い合わせには、原則回答しません。

VI その他

- ・ 委員自身が関わった申請製品の審査
委員自身が企画・製造に関わっており、利益供与がある場合は当該委員がその申請製品の審査に関わることを一切禁止します。
- ・ 審査情報についての守秘義務
委員は、申請対象に関わる機密情報ならびに審査経緯など、審査を通じて知り得た情報を第三者に漏らすことを一切禁止します。
- ・ 製品サンプルの取り扱いについて
認証が確定した製品ブランドの製品サンプルについては、審査後写真撮影や認証授与式で使用するため、札幌市が一定期間保管する場合があります。



札幌スタイル認証評価基準

1. 新規認証

評価項目

【1次審査 評価項目】

本審査への適合性評価（2段階評価）

札幌スタイルとしての適合性や製品としての完成度などを総合的に判断し、本審査（ヒアリング審査）の対象とすべきかどうかを評価します。評価基準は「○（ヒアリング審査が適当）」、「×（ヒアリング審査は不要）」の2段階とします。

【本審査（点数評価） 評価項目】

I～IVの評価は、評価表の評価基準に沿って、1～5点の5段階で評価を行います。項目ごとにウェイトを設定し、評価点にウェイトを乗じた評価得点で最終的な評価を行います。

I. 独自性(コトとしての魅力)（5点×6＝30点）

暮らしへの新しい提案や、市場における新規性を評価します。

II. 品質(モノとしての魅力)（5点×5＝25点）

製品の機能性、意匠性、安全・安心への配慮を含めた品質の高さを評価します。

III. 市場評価(商品としての魅力)（5点×5＝25点）

市場での高い評価を受けている、または受けることが今後期待されることや、認証による、製品および札幌スタイルの知名度・イメージアップ（相乗効果）への期待感を評価します。

IV. 理念・意欲(作り手の魅力)（5点×4＝20点）

ものづくりにおけるこだわりや一貫した考え方、今後のビジネスの拡大など札幌のものづくり産業に貢献する期待感、札幌スタイルの活動に貢献する意欲を評価します。

V. その他備考

I～IVの評価項目には該当しないが、評価すべき（あるいは評価すべきでない）と判断される点について委員が自由に記載し、話し合い評価の際の参考とします。

評価基準

1次審査は申請情報及び製品現品、本審査は申請書、製品現品及びプレゼンテーションを基に、委員が評価表に評価を記載します。記載後、事務局が評価結果を集計し委員全員に開示します。

本審査では、集計結果により話し合い評価時における審査の方向性が決まります。集計結果の評価基準は、以下のとおりとします。

【1次審査 評価基準】

「○」の評価を付けた委員が全体の半数に満たなかった場合、当該製品については本審査を行わず、認証対象外とします。

【本審査 評価基準】

評価項目ごとに委員の平均点を算出し、以下の認証基準と照合します。

<認証基準>

I～IVの評価点の合計が70点以上（満点は100点）

上記の条件を満たす場合は認証するとの考え方を、満たさない場合は認証しないとの考え方を議論の出発点として、話し合いによる審査を行います。

※ 札幌市が指定する団体からの推薦を受けた製品については、I～IVの評価点に15点の加算点を加えたものを合計点とみなします。

話し合い評価による認証

開示された集計結果をもとに、委員会による話し合い評価を行い、最終的な認証製品を確定します。

話し合い評価は、評価基準を満たしているかどうかを原則としながらも、以下のような点なども考慮して議論を行います。

- ・ 「V. その他備考」の記載内容（具体的な内容について委員から提起し議論）
- ・ 評価基準を満たすと評価をした審査員の人数 など

2. 追加認証

評価項目及び評価基準

申請書及び製品現品を基に、派生製品（シリーズ）として認められるかどうかを審査します。評価基準は「○（派生製品として認められる）」、「×（派生製品とは認められない）」の2段階とします。

評価結果をもとに、委員会による話し合い評価を行い、最終的な追加認証の可否を決定します。

3. 更新認証

評価項目

申請書及び製品現品を基に、製品の独自性や品質のほか、製品の売上や企業の活動等の状況を総合的に判断し、更新を認めるかどうかを決定します。

I～Ⅲの各項目について、「○（2点）」、「△（1点）」、「×（0点）」の3段階で評価を行います。

I. 独自性・品質

製品の独自性や品質が維持されていることを評価します。

II. 売上実績

売上の高さや伸びなど、市場での実績や成長・認証により製品および札幌スタイルの知名度・イメージアップ（相乗効果）につながっていることを評価します。

III. 活動状況

販路拡大や新たな取組などに積極的に取り組んでいること、企業の売上高の伸びなど札幌のものづくりや産業振興への貢献、札幌スタイルの活動への関わりなど、札幌スタイルの活性化への貢献度を評価します。

評価基準

評価項目ごとに委員の平均点を算出し、以下の認証基準と照合します。

<認証基準>

I～Ⅲの評価点の合計が4点以上（満点は6点）

採点結果をもとに、委員会による話し合い評価を行い、最終的な更新の可否を決定します。